

## 3月13日以降の県有施設におけるマスク着用の考え方について

国の基本的対処方針におけるマスク着用の考え方の見直しを踏まえ、  
県有施設におけるマスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とする。

ただし、施設管理者が、感染対策上又は事業上の理由等により来庁者又は職員に対してマスクの着用を求めることは許容される。

(感染対策上マスクの着用が効果的とされる場面については、資料1を参照)

なお、上記によりマスクの着用を求める際は、来庁者等が分かりやすい場所に掲示をする他、HP等においても周知を図る等、来庁者等に対して理解を求める。